

本契約書（案）は、現時点において想定される基本的な内容を記載したものであり、認定計画提出者との協議により、記載内容を修正する予定です。

金亀公園特定公園施設譲渡契約書（案）

彦根市（以下「甲」という。）と譲渡人（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に取り交わした金亀公園整備事業に関する基本協定書に基づき、次のとおり金亀公園特定公園施設譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（譲渡物件）

第 1 条 乙が甲に譲渡する物件（以下「譲渡物件」という。）は、別紙物件目録のとおりとする。

（所有権の移転）

第 2 条 譲渡物件の所有権は、令和 年 月 日に、乙から甲に移転し、かつ、引渡しを行うものとする。ただし、甲および乙は、協議により引渡日を変更することができるものとする。

（登記の囑託）

第 3 条 乙は、前条の定めにより、所有権の移転登記手続に必要な書類一式を甲に提出するものとし、甲が所有権の移転登記手続を行うものとする。この場合において、当該登記手続に要する費用は、乙の負担とする。

（譲渡の対価）

第 4 条 譲渡物件の対価は、0 円とする。

（契約の費用）

第 5 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（契約の変更）

第 6 条 本契約の変更については、甲および乙の書面による同意をもってのみこれを行うことができる。

（裁判管轄）

第 7 条 本契約に関して紛争が生じたときは、大津地方裁判所彦根支部を第 1 審の管轄裁判所とする。

（協議）

第 8 条 本契約に定めのない事項または本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、記名押印のうえ、甲および乙が各一通を所有するものとする。

令和 年 月 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号
彦根市
彦根市長 印

乙 (住 所)
(代表者) 印

別紙物件目録